

確定申告（住民税申告・国民健康保険税申告）の受付日程

確定申告の時期が近づいてきました。本年は下記の日程で受付します。間近になってあわてないように、今から必要書類・帳簿を整理しておきましょう。

休日申告受付日を3月2日(日)に設けております。勤務などで平日の来場が難しい方は、この日にご来場ください。

※2月21日(金)午後は会場移動日となりますので、申告受付は出来ません。

受 付 日	8:30～11:30	13:00～16:00	受付会場
2月17日(月)	西友枝(1区・2区)	西友枝(3区・4区)	大平支所 (研修室)
18日(火)	東 上(1区・2区)	東 上(3区・4区)	
19日(水)	東下西	東下東	
20日(木)	土佐井	下田井・新谷	
21日(金)	申告未済の方(友枝地区対象)	会場移動(受付はありません)	
25日(火)	原 井・有 野	百 留・上唐原(梶屋・薬丸)	上毛町役場 (2階 大会議室)
26日(水)	上唐原(重吉・保木ノ上・水出)	上唐原(寺小路)	
27日(木)	下唐原東区	下唐原西1区	
28日(金)	下唐原西2区	申告未済の方(唐原地区対象)	
3月 2日(日)	休日申告受付日(全地区対象)		
3日(月)	矢 方・緒 方	成恒下	
4日(火)	成恒上	安雲西	
5日(水)	安雲東	尻高下ノ上・下ノ下	
6日(木)	尻高上・中	大ノ瀬	
7日(金)	ハツ並	申告未済の方(西吉富地区対象)	
10日(月)	中 村	吉 岡	
11日(火)	宇野松本	宇野西区	
12日(水)	宇野東区	宇野垂水	
13日(木)	垂水上区	垂水中区	
14日(金)	垂水下区	申告未済の方(南吉富地区対象)	
17日(月)	申告未済の方(全地区対象)		

●問い合わせ先 税務課 税務係 TEL 72-3113(内線134) ※その他、詳細については2月号に掲載します。

20歳から国民年金の加入手続きをしましょう

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方は、国民年金の被保険者(加入者)となります。

20歳になった方には、厚生年金保険に加入している方などを除き、日本年金機構から、国民年金に加入したことをお知らせします。20歳になってから概ね2週間以内に「基礎年金番号通知書」「国民年金加入のお知らせ」「国民年金保険料納付書」などと併せて、保険料の学生納付特例制度及び免除・納付猶予制度の申請書、返信用封筒が送付されます。

公的年金制度とは、老後の暮らしをはじめ、病気やけがで障害が残ったときや一家の働き手が亡くなったときに、皆で暮らしを支え合うという社会保険の考え方で作られた仕組みです。老後のための「老齢年金」のほか、若くても万が一の時には「障害年金」や「遺族年金」が受け取れます。

ただし、学生納付特例制度などの必要な手続きを行わず、保険料を未納のまま放置するとこれらの年金が受け取れなくなる場合がありますので、注意しましょう。

なお、基礎年金番号通知書は、加入する年金制度の変更手続きや年金の請求手続きなど一生をととして使用しますので、大切に保管してください。

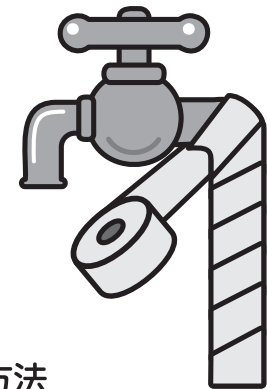
●問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線143)
小倉南年金事務所 TEL 093-471-8873



水道をご利用の皆さんに 水道管の防寒対策についてお願い

毎年冬の時期には水道管の凍結・破裂による漏水が見られます。むき出しになっている配管や蛇口には保温材を巻くなど防寒対策をお願いします。

また、毎月初めに水道メーターの検針を行っていますので正確な検針ができるよう、各家庭のメーターボックスの上に物を置いたり、近くに犬をつないだりすることはご遠慮ください。

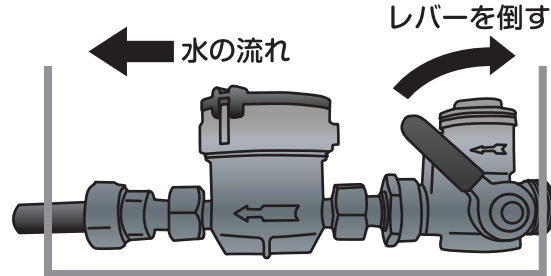


宅地内での水道の漏水について

宅地内で水が噴き出した場合の対処方法および漏水の確認方法をお知らせします。

■宅地内で水が噴き出した場合

メーターボックス内の止水栓のレバーを水の流れとは反対側に倒してください。水が止まります。(水の流れと同じ方向に倒すと再び水は出ます)



■漏水が疑われる場合の確認方法

町では毎月検針を行い、「水道使用量のお知らせ」をお渡ししています。前月と比べて心当たりがないのに使用水量が増えている場合は、漏水が疑われます。

- ①すべての蛇口を閉めてください。
- ②水道メーターのパイロットが止まっているか確認してください。
すべての蛇口を止めていれば水が止まっているはずですのでパイロットが回ることはありません。水を止めているのにパイロットが回っていれば漏水の可能性があります。必要に応じて止水栓のレバーを操作してください。



漏水などが確認された場合は、上毛町指定の工事業者へ修理を依頼してください。

●問い合わせ先 建設課 上下水道係 TEL 72-3159(内線192・198)

最低賃金改定のお知らせ

令和6年度に改正された福岡県の最低賃金は以下のとおりです。



地域別最低賃金	1時間	効力発生日
福岡県最低賃金	992円	令和6年10月5日
特定最低賃金	1時間	効力発生日
製鉄業・製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	1106円	令和6年12月10日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1071円	
輸送用機械器具製造業	1081円	
百貨店、総合スーパーマーケット	1000円	
自動車(新車)小売業	1066円	

※これらの特定最低賃金に該当しない産業は、福岡県最低賃金(1時間992円)が適用されます。

※最低賃金は正社員のみでなく、パートタイマー・アルバイト・派遣労働者など全ての労働者に適用されます。

※最低賃金には精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外労働・休日労働などの割増賃金、賞与、臨時の賃金は算入されません。

※月給制の場合は、月給を1か月平均の所定労働時間で除して金額を比較してください。

※派遣労働者には、派遣先の事業場における最低賃金額が適用されます。

●問い合わせ先 福岡労働局労働基準部賃金室 TEL 092-411-4578
もしくは、お近くの労働基準監督署までお尋ねください。

